

2017年度 第1回
町田市障がい者施策推進協議会

平成29年4月17日（月）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時31分 開会

○中島担当課長 では、定刻となりましたので、2017年度第1回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます障がい福祉課担当課長の中島です。よろしくお願いいたします。

本日、会議の議事録作成と計画策定の支援のため、委託業者の会議録研究所と都市設計工房が同席しております。また、会議録は町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解をお願いいたします。

また、本日、聴覚障がいの方の情報保障として手話通訳の方にも同席いただいております。発言者の方は、前の方の通訳が終わりましたからお名前をおっしゃった後、次の発言をしていただけますようご配慮よろしくお願いいたします。

それでは、まず配付した資料の確認をいたします。

まず、事前配付の送付させていただいた資料で資料1、町田市障がい者施策推進協議会委員名簿、資料3-①、障がい者に係る計画、3-②、第5次町田市障がい者計画実行プラン見本、資料3-③、障がい者計画に対応する事業、資料4、2017年度障がい者施策推進協議会等の年間スケジュール、資料5、障害者差別解消支援地域協議会について、以上が事前送付させていただいた資料です。足りない資料はございませんでしょうか。

続きまして、本日机の上に置かせていただいた当日資料の確認をいたします。

まず、クリップどめをされています各部会の報告で、資料2-①、障がい福祉事業計画部会2016年度活動報告、資料2-①-a、障がい福祉事業計画（第4期計画）の2017年度までに達成をめざす成果目標と2015年度の実績、資料2-①-b、障がい福祉事業計画（第4期計画）障害福祉サービスの見込み量と利用実績、その裏面で資料2-①-c、障がい福祉事業計画（第4期計画）地域生活支援事業の見込み量と実績、資料2-①-d、障がい福祉事業計画（第4期計画）成果目標達成のための方策の実施状況、資料2-②、障がい児部会2016年度活動報告、資料2-③、相談支援部会2016年度活動報告、資料2-④、就労・生活支援部会2016年度活動報告、またその後つい先ほど配らせていただいた資料が3枚、障がい者計画部会委員名簿、町田市障がい者施策推進協議会相談支援部会委員名簿、就労・生活支援部会委員名簿の3枚になります。

以上で不足されている方いらっしゃいませんか。

○清水委員 2-①のbが。

○中島担当課長 ちょっとbが欠けてて、cの裏面になっているのがb、A3の蛇腹折りしているものなのですが、すみません、印刷がちょっとbが欠けてる方もいらっしゃるようなのですが、2-①-1に見えるようですけれども、すみません、大丈夫でしょうか。2-①-cと
いうのの裏面になります。大丈夫でしょうか。

なお、本日会議の途中で計画書を見ることがあるかもしれませんので、第5次町田市障がい者計画及び町田市障がい福祉事業計画（第4期計画）を机上に置かせていただいておりますが、そちらも大丈夫でしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次第の【2】、町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）の諮問に移ります。

諮問に先立ちまして、石阪市長から挨拶を申し上げます。

市長、よろしくお願ひいたします。

○石阪市長 皆さん、こんばんは。市長の石阪でございます。

きょうは協議会にお忙しい皆さん、ご出席いただきまして、まずは御礼申し上げます。ありがとうございます。

一昨年度、15年度の末に16年度からの5カ年についての第5次の障がい者計画を策定をいただきまして、皆様方がいわゆる当事者の皆さんが参加をしてつくっていただいたということで、実態に即したものができたというふうに思っております。

今回は第5期の事業計画ということで、策定をお願いをするということでございますが、今期の計画、3カ年ということで、2020年度までということで、先ほど申しました障がい者計画も2020年度までで、後ろというか、お尻というか、そこがそろっている形になります。次の改定の際には、そういう意味では同じスタートの年の障がい者計画と事業計画というふうになるかと思ひます。

いずれにいたしましても、正しい動きというんでしょうか、特に障がい者差別解消のためのそれぞれの動きというんでしょうか、この中ではきょうの議題の中でも、地域的な活動というんでしょうか、そんなことも触れられているようでございますので、これから審議のほうをよろしくお願ひをしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○中島担当課長 それでは、委員の皆様を代表して、岩崎会長に諮問書をお渡しいたしますので、岩崎会長、前までお願ひいたします。

○石阪市長 町田市障がい者施策推進協議会会長岩崎晋也様。町田市市長諮問書。

町田市障がい者施策推進協議会条例第2条の規定により、下記の通り諮問いたします。

1、諮問事項。

町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）の策定に関すること。

2、諮問理由。

当市では、障がい者基本法に基づく障がい者施策全般に関する障がい者計画と、障がい者総合支援法の福祉サービス等に関する障がい福祉事業計画をそれぞれ策定をしております。

本年度におきましては、2015年度に策定をいたしました第5次町田市障がい者計画を基本計画として、それを具体化し、障がい福祉サービスの見込み量と実施の方策を取りまとめる計画としての町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）を策定をいたしたいことといたします。

このため、当該事業計画の策定に当たりまして、障がい者総合支援法第88条第9項に基づく諮問を行うものでございます。

よろしく申し上げます。

○中島担当課長 以上をもちまして、諮問を終了いたします。

ほかの公務がございますので、市長はここで退席いたします。

（市長退席）

続きまして、次第の【3】新委員、事務局職員の紹介に移ります。資料1の委員名簿をごらんください。

4月人事異動で社会福祉協議会常務理事の鍵溝委員が退任され、同じく常務理事の廣田満様が着任されましたので、報告させていただきます。

廣田委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○廣田委員 ただいま紹介がありましたとおり、4月から事務局長を2年やっていたんですけども、ここで常務理事をとということで任につきました。また、役割として非常に重責だというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○中島担当課長 ありがとうございます。

続きまして、人事異動に伴い、事務局職員にも変更がございますので、一言ずつ挨拶申し上げます。

○叶内部長 皆さん、こんばんは。

昨年度まで障がい福祉課長として、この施策推進協議会の事務局を一緒にしてきた叶内でご

ざいます。本年4月に地域福祉部長ということで着任いたしました。引き続きよろしくお願ひいたします。

○櫻井課長 皆さん、こんばんは。お疲れのところ申しわけございません。

このたび4月1日付の人事異動に伴いまして、障がい福祉課長を拝命しました櫻井と申します。福祉のほうは、入職のときに初めて配属されて以降、もう既に二十数年たっているところでも何もわかっていない状況でございます。大きく変化もしているかと思しますので、ぜひ皆様方にお教をいただきながら、私自身も研鑽に努めていきたいと思しますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○有田係長 皆さん、こんばんは。高齢者福祉課から支援係に異動してまいりました有田と申します。

3年半前まで障がい福祉課におりましたので、ここにいる委員の皆様も何人かお世話になりました。また、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○江川係長 障がい福祉課支援係担当係長の江川です。

障がい福祉課はことしで6年目になりますが、今までこういった計画に携わったことがなかったので、勉強させていただこうと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中島担当課長 それでは、【4】議事に移ります。

これより進行を岩崎会長にお渡しいたします。岩崎会長、よろしくお願ひいたします。

○岩崎会長 岩崎です。

それでは、議事の(1)、各部会からの2016年度の活動報告を行います。

昨年度は部会の見直しを行った関係で、現在では存在しない部会もございますが、本日は障がい者福祉事業計画部会、障がい児部会、相談支援部会、就労・生活支援部会の4部会からの活動報告を受けます。全ての部会の報告が終わった後で質疑等の時間を設けます。

それでは、まず障がい福祉事業計画部会から報告をお願いします。障がい福祉事業計画部会は、今年度名称を変更いたしまして、現在は障がい者計画部会となっております。

では、小野部会長、お願ひいたします。

○小野委員 資料の2-①からクリップどめになっていて、ちょっと見にくいんですが、資料の2-②という障がい児部会2016年度の活動報告、その手前までが全て障がい福祉事業計画の部会の報告資料になります。

昨年度は、後ほど障がい者計画の今後の検討のスケジュールは先ほど諮問いただいた今後の検討スケジュールが出てきますが、これはその第4期の、A3のを広げていただいたほうがわ

かりやすいかと思いますが、この第4期の障がい福祉の事業計画、これの進捗状況を検討する部会を開催しました。

資料の2-①に表題のところに戻っていただきたいんですが、障がい福祉事業計画部会、7月21日に開催したときに出された意見の要約がそこに記載されています。進捗状況を確認する、あるいは基準づくりがどう進んでいるのか、手厳しいご意見なども出ていましたが、今度の第5期はこの第4期の到達に基づいて検討をしていきます。

実際重要なのは、その検討内容はぜひ見ていただきたいんですが、資料の2-①の次の2枚目のaのところですか。福祉事業計画は、高齢者でいえば介護保険事業計画と同じ意味合いを持ちます。ですから、ホームヘルパーがどれくらい必要なのか、グループホームがどれくらい必要なのか、そういった見込み量を立てます。

その前段に、これは国の策定指針に基づくものなんですが、4つの大枠の目標値を設定します。1つがこの資料の2-①-a、2017年度までに達成をめざす成果目標、こちらが施設入所のいわゆる大規模な入所施設から地域での生活移行、それから大きな2つ目の成果目標が入院中の精神障がい者の地域生活への移行、そして裏をめぐっていただいて、この3つ目は自立支援法から総合支援法に見直されたときの2016年6月の法改正で定められたものですが、地域生活支援拠点の整備という余り具体化がされてないので、この段階でのその程度の目標1カ所という計画にはなっていますが、それともう一つが福祉施設などからの一般就労への移行についてです。

それぞれ数値成果目標に対しての2017年度末の達成状況が示されています。7月の部会の段階ではこの数字はまだ出されていませんでしたけれども、今後この到達というか、達成状況に基づいて、次の第5期を検討する素材になります。

もう一つA3のを見ていただきたいんですが、これが政策目標に対して成果目標という、いわゆる政策的な目標に対して個別の福祉施策の見込み量と実績です。

本当は第3期計画が左側のほうが見やすかったんですが、第3期計画と第4期計画がありますが、第3期のほうの例えば一番上の居宅介護、これはホームヘルパーですね。それが実績が示されています。2012年349人、2013年度が361人、これは利用者数です。2014年度の実績が362人、生活援助や身体介護などのホームヘルプサービスがそういう実績で推移してきている。

第4期の見込み量としては、2015年度、この左側の左の表の右端、第4期計画の見込み量、377人を立てました。それに対して2015年度385人というのが出てきました。今度2016年度の実績が今後6月ぐらいまでには出されてきます。それが第4期では見込み量としては390人を立

てました。その数字がどの程度の実績になっているか、そういうふうに見ていただきます。

その下にそれぞれの施策、これも新しい委員の方はちょっとこの文言を読んでもよくわからないかと思うんですが、重度訪問介護というのは、重度の特に身体障がいを持った方の居宅や地域生活での訪問介護、比較的自由度のある支援、それも一定実績数を積み上げ、2015年度の見込み量も一定クリアし、2016年度を今見ているところですね。

次に、同行援護というのは、これは視力障がいの方の移動介護です。これも実績数を右のページからの実績数から見ていただいて、2015年度の実績を見ていただくと、徐々にですが、推移をしてきている。

次の行動援護、これは自閉症の方の移動介護なんですけど、これが町田は特に、他の自治体もそうなんですけど、町田では人数が非常に少ない。利用実績が伸びていない。これはハードルも高いんですけども、対象となるハードルも高いんですけど、サービスの量も充足していないというのが背景にあります。

その下に、それぞれ日中活動の特に活動支援、活動や生産活動に従事する支援をする生活介護、それから期限付きの自立訓練、宿泊型の自立訓練、就労継続支援の雇用のA型、就労継続支援の非雇用のB型というように、それぞれ事業がありますが、これも右側の第3期の実績、推移を見て、第4期の実績を見ていただければわかると思いますが、特に生活介護とB型のところでの利用が高い数字になっています。

共同生活援助、ここがグループホームですね。短期入所のすぐ下のところですが、以前はケアホームとグループホームという制度に分かれていましたが、今はグループホームで一本化しています。これも人数としては伸びてきています。

障がい児は欄外になりますが、根拠法令が児童福祉法になるということから別枠にしていますが、特にこの中で第4期計画でいうと3段目の放課後等デイサービス、ここの利用人数が急速に伸びてきています。

裏を見ていただきたいんですが、これまで紹介した訪問日中活動、これらは国の給付費の対象です。この裏面のほうは、地域生活支援事業という制度の位置づけになり、町田市の独自施策になります。それに対して国の統合補助金というのはわずかばかりついていますが、実質は市町村になります。この中に相談支援事業や手話通訳、それから日常生活用具の給付事業などがありますが、これも第3期の実績の推移から第4期の実績の到達を見ていただきたいんですけども、放課後等デイサービスのようなふえ方とか、そういった推移はありませんが、こういった利用になっています。

これらの進捗状況を確認した上で、先ほどの1枚目の検討を行い、その次に資料の2-①の今度A4のdのほう、これまで紹介した成果目標、それから見込み量、福祉施策の見込み量、それを達成するための施策の方策を掲げました。これについて議論を検討し、そこに書かれてある実施状況を確認しています。

きょうは細かくは目を通し切れませんが、きょう諮問を受けた第5期の福祉計画の検討の中で、この昨年の意見を踏まえて、生かして進めていきたいと考えています。

以上です。

○岩崎会長 では、質疑は最後に一括で行いたいと思いますけれども、続いて障がい児部会の報告をお願いします。この部会は昨年度の部会の再編で解散をし、子ども生活部のほうに移譲されております。

部会長をされていた南川委員が現在協議委員を退任されておりますので、事務局のほうから報告をお願いいたします。

○守屋係長 障がい福祉課の守屋です。

今お話しがあったとおり、障がい児部会、昨年度1回行いましたが、それをもって終了していますので、事務局のほうからご報告を差し上げます。資料の2-②をごらんください。

もともと障がい児部会の目的ということで、障がい児の地域生活・日中活動支援のあり方等を検討することを目的として、2012年度から活動してきました。2016年度の第1回、8月23日に最後に部会を行っております。

昨年度の会議の内容についてですが、母体となる施策推進協議会で議論が行われましたが、部会の見直しということで、子ども生活部のほうの子ども子育て会議というものがございまして、そちらの中で総合的な検討の中で議論する方向であることをお伝えし、この部会については終了ということになりました。

町田市障がい者福祉事業計画（第4期計画）等のこれまでの部会の振り返りを行い、障がい児部会が子ども生活部のほうに円滑に引き継がれるような議論を行いました。

3番として、今年度障がい者施策推進協議会における障がい児部会は終了するものの、もともと部会員の方が望んでいた形である障がいの有無にかかわらず、子どもに関することは子ども施策の中で検討してほしいという方向性がありましたので、その方向性はつくれたのかなと思います。

現在、子ども子育て会議の障がい児部会がございまして、そちらのほうは障がい福祉課が現在参加し、連携しているという状況ですが、今後新たな委員等については行政ではなくて、一

般の関連する事業所等からも参加していただくよう、今お願いをしているところです。

あともう一つ課題とされていた放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上に関しまして、部会における議論から、事業所職員向けの研修会を昨年度、2016年12月2日に実施しました。

また、27事業所中23事業所に出席していただきました。

これとは別に2014年度から開始しています事業所連絡会も今年度第3回ということで、2017年2月14日に開催しまして、こちらは28事業所中24事業所が出席していただきました。こちらについては、障がい福祉課主催の部会は終了してしましますが、3年間続けておりますので、次年度以降も放課後デイサービスの連絡会等については、開催していく方向で検討している最中でございます。

障がい児部会からの報告は以上になります。

○岩崎会長 では、続いて相談支援部会の報告をお願いします。こちらは部会再編後の現在も設置されております。

堤部会長、よろしく願いいたします。

○堤委員 相談支援部会の堤です。報告します。

まず、相談支援部会の目的と開催経過ですが、資料の2-③です。目的と開催経過です。

目的は、当初の目的として、相談支援事業のネットワークづくり及びそれぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくり等を検討するということが当初からの目的としてありましたが、2015年度の追加として、町田市の相談支援の現状を踏まえ、現場レベルから少し距離を置いた立場で、町田市としての相談のあり方や問題点を把握し、検討を深めていくということが確認されました。その確認に基づいて、2016年8月2日、2017年1月24日、3月28日の合計3回の部会を開催しています。

会議の内容ですが、今回は町田市における相談の特性についてということで、他の相談機関に学ぶことと事例検討会を行っています。

他の相談支援機関に学ぶということでは、障がい施策を先んじてさまざまな施策を行っている高齢施策における高齢者支援センターの役割ということで、第1回の部会で地域への相談を先駆的に担っている高齢者での相談支援体制について、高齢福祉課、高齢者支援センター、あんしん相談室より講義を受けました。

それから、事例検討会として、第2回、第3回で町田市における相談の特性を知るため、実際に障がい福祉課や町田市障がい者支援センターがかかわりを持った事例を題材に、各機関での支援を踏まえ、検討を行いました。テーマとしては、第2回が支援の困難さとは何か～虐待

事例を通じて、それから第3回が連携とは～高齢者虐待を発端としてということで、かなり困難な事例をもとにして意見交換をし、私自身もさまざまな学びがありました。

(2) 町田市障がい者支援センターの状況報告、第1回部会では事務局より、第2回部会では部会員である障がい者支援センター職員より、開所状況等の報告を受けました。1年たちまして、第1回と比べて第2回部会のころとは本当にさまざまな活動を行っている状況等々が報告されました。

(3) 相談支援指針について、第3回部会では、第5次町田市障がい者計画でも出ている「どこの相談窓口でも、悩みなどを解決するための情報提供において、一定の質が確保できるように基本となる相談支援指針をつくります」と記されている相談支援指針について、指針の持つ役割や実際のイメージ、作成までのスケジュールについてなどの議論を行いました。

第3回のさまざまな議論を通じて、方向性というか、対象としては相談支援、相談に携わる人たち向けの指針をつくっていかうということで、内容はもちろん障がい施策のことについてがメインにはなりますが、他の部署、高齢とか児童、あるいは市民活動なども含めた連携というところに一つ視点を置いた指針がくれたらいいねという話に現在はなっています。

今年度の成果です。

今年度から本格稼働を始めた障がい者生活支援センターの活動報告や高齢者での相談支援体制、実際の事例を踏まえた町田市の現状等を知ることにより、町田市としての相談支援指針を作成する準備を行うことができました。

4、次年度検討予定とする内容、町田市における相談の特性を踏まえて、特定・一般相談支援事業所や地域障がい者支援センター、基幹相談支援センターとの関係性とシステムを土台とした相談支援指針作成を行う。

②引き続き地域障がい者支援センターからの報告や事例検討を行い、町田市における相談支援の状況について把握し、必要なシステム等を検討するということが次年度の予定となっています。2017年度も3回の実施予定で、第1回の部会は5月下旬に予定されています。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

最後に、就労・生活支援部会の報告をお願いします。こちら部会再編後の現在も継続して設置されております。

谷内部会長、よろしくお願いいたします。

○谷内委員 よろしくをお願いします。お手元にある資料に沿ってご説明したいと思います。

まず、就労・生活支援部会ですけれども、目的としましては、そこにありますように、就労支援の関係者のネットワークづくりと、あとは2行目にあります情報を共有するという、3点目が今回この計画にかかわる検討をしていくということになっております。

それで、昨年度の活動内容ですけれども、まず1点目が町田公共職業安定所からのご報告ということで、そこにありますように、町田市の状況が1.81%ということで、前年度よりも増加しているという報告がありました。その一方、3行目になりますけれども、達成企業割合については46.2%と、前年度と比較して残念ながら1.4%低下してしまっているということが報告されました。

また、(2)番ですけれども、町田市のほうですけれども、こちらは2016年度は2.44%ということで、法定雇用率は達成している。障がいの種別でいきますと、知的障がい、精神障がいの雇用については、現在検討しているということで、そこにあります平塚市が既に知的、精神の方を雇用されているということで、そちらの実施調査を行って、現在も引き続き雇用に対しての検討を行っているということです。

3番目に関しましては、障がい者雇用セミナーというものが開催されております。そちらは町田市内にあります中小企業を中心に、関係者の方が32名参加されたということになっております。

4番目が、就労支援センター、市内3カ所ございますけれども、そちらの実績報告に関しましては、別紙がついておりますので、そちらをごらんください。詳細は省きますけれども、りんく、Let's、らいむと3カ所の1年間の統計が出ておりますので、後ほどごらんください。

続きまして、5番ですけれども、生活面への支援ということで、8月に開催された1回目の部会の中で、生活支援について各センターや関係機関とか、そういったところからの意見交換を行ったということです。

次に、2枚目にいきまして、6番につきましては、2月8日だったかと思っておりますけれども、2月8日に川崎市にあります日本理化学工業という、非常にマスコミでも取り上げられております、チョークの工場ですけれども、そちらのほうに部会として見学にお邪魔してまいりました。

3番が2016年度の振り返り、成果ということですが、1番目としましては、先ほど申し上げたように、市内の中小企業向けのセミナーを開催し、地域の雇用主体である中小企業事業者への障がい者雇用の理解を進めることができたということ。2点目が生活面への支援に着

目し、各機関による現状の意見交換について行うことができた。3番目につきましては、障がい者の実際の雇用現場へ見学、先ほどの日本理化学工業ですけれども、実際にこちらにお邪魔をしてきて、実態を把握して、より深い就労支援の実態について理解をすることができたということです。4番目、今年度、2017年度につきましては、この計画策定の議論もありますので、年度内に3回開催する予定になっております。

以上です。

○岩崎会長 ありがとうございます。

これまでの報告の中で何かご質問やご意見ございますでしょうか。

どうぞ挙手をいただければと思いますが、どうぞ。

○清水委員 清水です。2点質問があります。

1点目が資料の2-①-bの第4期計画の相談支援の計画相談支援の2015年度の利用者数なんですが、これは恐らく76人は間違いですよねというところのちょっと確認です。計画の見込みが750人、実態として多分76人ということはないんじゃないかなと思うので、ちょっとその質問が1つです。

それから、2つ目が同じく障がい福祉事業計画の中で、地域生活支援拠点というのが2017年度1カ所という数値の目標を定めているんですが、これは国で新たに設置ということで提示されたものなので、町田市としてもどのようなものをつくっていくかという内容の検討が必要なんだと思うのですが、どこの場面で検討していくのかというところをちゃんと理解したいので、2つ目はその質問です。

○岩崎会長 では、これは事務局のほうからよろしいですか。

○金子統括係長 事務局の金子です。

まず、1点目、資料2-①-bにあります第4期計画の下のほう、真ん中からちょっと下のあたり、相談支援の計画相談支援なんですが、ここの数字は明らかに間違いであります。正しい数字のほうは今把握できていない、ここの場ではわからないんですけれども、こちらのほうは訂正して、今後議事録を送付する際に正しい数字のものをわかるようにして、お送りさせていただきたいと思っています。

それと、資料2-①-aの裏面にあります、一番上にある地域生活支援拠点の整備についてですけれども、こちらについては、今年度11月に開催する第3回の施策推進協議会のほうで話題に上げさせていただいて、検討のほうをしていきたいというふうに思っております。これについては、また後で資料4、年間スケジュールのところでも説明させていただきたいと思って

おります。

以上です。

○岩崎会長 今のご説明でよろしいでしょうか。

ほかご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○坂本委員 いろいろな面でお世話になっておりまして、さるびあ会の坂本といたしますけれども、今回のこの計画を見ておりまして、精神のところの話がほとんど入ってないのかなと。

それから、2-①-aのところで見ますと、移行計画というんですか、移行の数字、それからこれに障がい者福祉事業第4期計画の施設入居者の地域移行、生活の移行ということで大きな題は上がっているんですが、これに対しての次にやっています、例えば障がい者、2-①のこれが例えば訪問系サービスとか日中活動系とかありますけれども、これが精神のところの支援というのは、どんなふうに表示されるのかなと。

それで、今の関連のところは生活支援拠点の問題ですけれども、これも国のほうから一応こういう指導が出て始まるわけですね。

○岩崎会長 小野部会長のほうから。

○小野委員 まず、資料の2-①-a、2017年度までに達成をめざす成果目標のところなんですけれども、これは福祉事業計画の大きな政策目標という位置づけが国の策定指針にはあるんですが、その中に例えば知的障がい者の大規模な入居施設から、あるいは身体障がいの方の入所施設からの地域移行というのがこの1つ目の表になってくるんですけれども、入院中の精神障がい者の地域生活への移行について、数値目標の設定をしていないのが第1期から3期にかけていろいろ工夫はしてみました。

実際、町田市内の精神科病院の入院患者さんが全員町田市民かというのと、そうではない。東京でも精神科病院の入院者数は八王子が一番多くあります。そういう母数や地域移行の基礎数をこの計画の中で手作業でカウントした時期もありました。それを計画に盛り込んだものもあったんですけれども、実際的ではないんですね。

この第4期の計画、第3期からだったか、成果目標の数値を盛り込むということはせずに、個々の個別の施策の中で精神の地域生活を支えていく施策をふやしましょうと。

A3の用紙の訪問系サービス、日中活動系サービス、これはそれぞれのサービスの事業別になっているので、その中にどれぐらいの知的障がいの人、どれぐらいの精神の人、個別にダブルカウントの重複障がいの方もいらっしゃるんで、この中に個別に障がい別のカウントはして

いません。

計画の検討の中では、そういう表をつくったりというのはありますが、この施策の個別の事業の実績の中でいうと、居宅介護の例えば2015年度の訪問ヘルプサービスを利用している385人の中には、精神の方も含まれています。それから、日中活動系の自立訓練、あるいは就労移行支援……。

○坂本委員 ちょっと話の途中で申しわけありませんが、精神のことについて今聞いているんですけども、るるいろいろなことを説明されても全部わからないんですよ。ですから、もう少し絞ってお答え願えませんか。

○小野委員 この自立支援法以降、障がい別の制度ではなくなっただけですね。確かに、精神の分野が他の障がいに比べておくらせていたのも事実だし、今もそうだと思います。そこを全く見ないでこの検討をしているわけではありません。

○坂本委員 もうちょっと絞って、今の検討であつたり、精神のところを絞って、この部会でなくても結構ですけども、一度教えていただきたいなど。

それで、何でもかき質問したかといいますと、いろいろいつもお世話になっておまして、精神のところについては私自身も親なので、5年かかってコミュニケーションをとるのが結構大変なんですね。

精神のところについては、いろいろな情報からいきますと、今医療のほうが薬で治している。それから、福祉のほうが何で支えるかというところ、それがはっきりしないと。療法的には家族療法とか、精神の患者さんを抱えている家族というのは、大体7割くらいはみんな家族が抱えているというのが今の現状なんですね。

そうすると、この福祉政策の中に精神の医療のところと、それから支えるところが本人だけなのか、医療にいきますと、大体お医者さんは薬だけ出しましょう。そして、あとのバックヤードに関しては余り何もない。

そうすると、福祉のところをこれを支えてくれるのかなとなってくると、本人の問題じゃなくて、今度は家族を支えないと、これは全体としては今の移行しようといってもなかなか難しいなど。事前の計画の中には移行させようということで、市のほうからも重点事項で出していますが、具体的にこれが本当に何を行ってやるのか、逆に言えば聞きたいなど。

今成功している事例がいっぱい出てきているんですね。アウトリーチとか、それからその中に訪問のやり方とかいろいろな手法がいっぱい出てきて、精神病院から移行していくというのがふえてきているんです。

ただ、先ほど小野部会長が言いましたように、町田市の場合は市民でなければこれは補助できませんという話なのか、それとも精神病院から移行することについては支援できないというのがそうするといつまでたっても精神病院というのは、ずっとなければいけませんということなのですが、そうすると国の意向と全然話が違うじゃないですか。そうすると、この大きな問題は、最初のところに移行という話があって、これは全く飛んでしまう話になりませんかということであって質問しました。

○岩崎会長 先ほど小野部会長のほうからも出されましたように、障がい種別ごとではなくて、サービスごとの実績値になってしまって、逆にそのことによって精神の障がいをお持ちの方のように、なかなか支援が進んでないところの実態が見えにくくなっているということは確かにあると思うんですけども、これ例えば集計として精神だけの内数というのは出せるんですか。実績とか、計画はもちろん丸々一緒でしょうけれども、実績のところでは利用者のところで、それぞれのサービスごとを精神だけで再集計して内数は出せますか。

○仲村係長 障がい福祉課、仲村です。

サービスごとの障がい種別は出すことは可能です。ただし、重複障がいの方をどういうふうに分けるかというところを整理できれば、数字がダブるというようなことはなく出していくことも可能ですし、逆に重複している方はダブルカウントしろというようなことであれば、そういう出し方がということで、出し方は幾らでも検討はできるんですが、障がい種別で出すことは可能だというふうにお答えしておきます。

○岩崎会長 例えばちょっと提案なんですけれども。

○小野委員 というか、第4期の計画も第3期の計画のときも、検討段階では障がい種別ごとのデータも事務局から出してもらって、それを踏まえてこの訪問系サービスや日中活動サービスの見込み量を立ててきています。

○岩崎会長 提案というふうにならうかというところがもともと大きな項目としては、入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということがすごく重要な課題として挙がっている中で、その1つの方策として、地域に出てきた場合にどんなサービスの利用ができていないのか、できていないのかということを検討するのは、確かに重要なことだろうとは思いますが。

もしある特定のサービスで、例えば精神の方の利用者が思ったより少ないのであれば、そこには何らかの理由があるんだろうということで、検討することも可能になると思いますので、できれば実績値のところでは、とりあえずいろいろな障がい種別というのものもあるのかもしれないんですけども、まずは精神だけでも推移をできれば過去の部分、余りさかのぼって事務局にご

負担かけてもあれなんですけれども、少なくともこの第3期計画と第4期計画の2015年、それと近々であるなら2016年の数くらいまで、それぞれのところでの精神の内数だけでも出てみると、例えばどれだけ精神の障がいの方が利用できているのか、できていないのかということがもう少し見えるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、そんな形で。

○坂本委員 14年から始まってやり始めて、各地区によっては大分移行ができていているところがあると。

それから、内容的にはこの会に出まして、どうも精神のところは全体の包括でいつも話されているので、もう少し絞った話にしてもらわないと、なかなか理解しにくいし、こちらは支援をお願いするほうなので、皆さん、福祉の方々がいろいろなことでよくやっていただけていると思っておりますが、ぜひ精神のところもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、就労移行についても、これもできれば精神のところでは就労して、1年なのか、その後はまた戻ってしまうのか、病院系の話もそうなんですよね。精神のところはそんなに安定していませんので、どうしてもまた病院に戻るとか、そういう状況が起きてくると。

ですから、就労の移行のところの精神者の方、それからいろいろと福祉の方々に頑張ってもらって、大分移行ができていているのかなと思ひますけれども、この辺の精神のところをもう少しわかりやすい報告書にさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○岩崎会長 障がい計画部会には、精神関係の方は入ってられないんでしょうか。入っていますか、当事者の方が入っている。

そうしたら、そういったルートもあると思ひますし、また今回のこの計画に関して、この推進協議会でも検討することももちろんできると思ひますので、例えば先ほどのアウトリーチだったりとか、町田市としてやるべき事業ということであれば、ぜひ事前にペーパーか何かでご用意いただいて、ご提案いただいてもよろしいのかなと思ひますけれども。

○坂本委員 それと、家族まで含めて支援しないと、これは解決つかないんじゃないかなと。本人の当事者だけ例えば出して、これが本当に移行ができるのかどうかというところも検討させていただきたいなと。

ですから、医療のところと福祉のところ、今の精神系については、何かよくわかりづらいので、この辺のまた市のほうからもいろいろと、あるいはこの部会でいろいろなことを教えていただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

○岩崎会長 精神の問題は、本当にずっと前から言われていて、なかなか解決しない大きな問題だと思ひますので、ぜひこれからも積極的にご発言、ご提案をいただければと思ひます。

ほかいかがでしょうか。

いかがですか、ご質問、ご意見等ございますか。

ちょっと私のほうから1点、この資料2-①のつくりなんですけれども、意見の内容があって、それに対しての応答とあって、ほとんどが多分市のほうの事務局の方からの応答の内容を書いてあるという理解でよろしいのでしょうか。

一問一答みたいな感じで、陳情を受けて、それに対して市はこういうふうにお答えしましたというふうにも読める資料なので、こういう部会の報告としては、ちょっと異例な形かなというふうに思うんですけれども、もう少し協議した具体的な内容と、それについて部会としてこういう方針を出しましたならわかるんですけれども、何か意見への応答と書いて、多分内容を読んでいると、ほとんど市の方の応答なのかなという感じがして、活動報告の書式としては、余りふさわしくないかなというふうにちょっと思ったんですけれども、意見ですので、今後の資料作成でご検討ください。

ほかございますでしょうか。

○井上委員 井上です。

先ほどの就労・生活支援部会について、部会長さんからご報告いただいて、ちょっとだけ補足をさせていただきたいと思います。

1つは、(2)町田市からのところでは、かねてこの協議会でも出てますけれども、町田市の障がい者雇用について、積極的に取り組んでいる側面、先ほどご紹介あったとおり、別の町に、先駆的な町に視察に行くなんていうような行動が職員課においてされているといった評価すべき点があったということ。

ただ、もう一方で町田市内の事業所の中で、ある意味模範となるべき町田市ですので、その点では例えば受験において、いわゆる合理的配慮に欠ける点が今でもまだ見られるということで、それについての職員課に対する指摘のようなこともございました。この町田市の障がい者雇用についても、やはり重要なテーマだと思いますので、今後とも、私は前回部会長の代理をやっていたものですから、そのようなことをちょっと補足したいというのが1点目です。

それから、あと先ほど紹介ありました、いわゆるダストレスチョークで有名な日本理化学工業の見学、これは予算もなければ何もないという中ではあったんですけれども、この部会の中で先駆的な事業所を視察をしたいという強い意向に事務局のほうで応えてくださって、いわゆるそれについて報酬のようなものがでるような性質のものではございませんけれども、バスを1台提供いただいて、みんなで行ってきたと。

それについては、その評価については、また次回の部会の中で行われるかと思うんですけども、部会長さんを初め、積極的に皆さん参加して、私も行かせていただいたんですけども、さまざまな工夫をやられているということがわかって、このようなよそへの視察のようなものも、ご提案なんかによっては、各部会において具体化することも可能かななどということも感じさせていただいた、大変事務局にはお世話になった視察でした。

その点を補足させていただきました。

○岩崎会長 ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、どうぞ。

○風間委員 風間です。

資料2-①のA3の見込み量と利用実績というところなんですが、例えば左のページというか、左側のところの第4期計画の訪問サービスのところの同行援護、第4期の計画見込みでは、106人で2,901時間、2015年度です。

それで、実績のほうでは109人で2,486時間となっていますが、この見込み量というのは106人の視覚障がい者がいて、それぞれの人の支給量を計算したのが2,901時間であって、実績のほうは106人に対して、その年度3人ふえて109人になったよということで、その支給量の枠、個人の支給量の総数から実際に使われた数字が2,486時間というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○岩崎会長 その理解で多分よろしいかと思えますけれども。

○仲村係長 障がい部福祉課、仲村です。

そのとおりです。

○風間委員 わかりました。

○岩崎会長 ほかいかがでしょうか。

この件に関してよろしいですか。

次の議題にいてもよろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事の2番に入りたいというふうに思います。

第5次町田市障がい者計画の進捗管理についてです。

こちらは先ほど市長から諮問があった障がい福祉事業計画の上位計画に当たる第5次町田市障がい者計画の進捗管理のために、今年度障がい者計画部会で事業計画の検討と並行して、実行プランの検討を行うことについての説明です。

それでは、事務局の方、よろしく願いいたします。

○湯川 障がい福祉課の湯川です。

昨年度から障がい者計画の進捗管理の方法については、協議会の議題となっていました、第3回の時点で新しく委員になられた方が多いことですか、時間がかかり経過してしまいましたので、初めから確認をさせていただきたいと思います。

まず、障がい者計画の実行プランがこういった位置づけのものなのか、資料3-①に基づいて、ご一緒に確認させていただきたいと思います。

資料の3-①というのを見ていただきたいんですけども、資料に四角の計画が3つ書いてあると思うんですけども、その三角形の上側にございますのが2016年度から始まった第5次障がい者計画です。

それまでの障がい者計画では、計画の進捗管理が十分に行われていなかったもので、今回の計画からは進捗管理を行う方向になり、協議会でその方法を検討してまいりました。その進捗管理のツールとなるのが三角形の右下の障がい者計画実行プランです。

左下の障がい福祉事業計画のほうは、先ほど諮問が行われたほうです。福祉事業計画は福祉に関する部分に絞った計画で、総合支援法で定められた国の給付による障害福祉サービスですか、地域生活支援事業についての計画となっています。それに対して、右下の実行プランのほうは、学び、暮らし、働くこと、医療なども含む市の行政全体について扱うものです。下に書いてございますとおり、2020年にはこの3つを一つの冊子として合体させ、策定していく方向です。

では、右下の障がい者計画実行プランについて、具体的にご説明していきたいと思います。

資料3-②のほうをごらんください。

この資料3-②の資料は、障がい者計画の実行プランをこういった形にしていこうという見本になります。枠組みの部分だけ見ていただくような形になりますけれども、内容はあくまでも例として挙げてありますので、このことについて実際に実行プランに掲載されるというわけではございません。この障がい者計画実行プランの枠組みの内容は障がい者計画と、あとは資料3-③のほうをもとにして、計画部会のほうで話し合われるようなイメージを持っていただければと思います。資料3-②のところ、上から3行目のところに、とくにがんばるとりくみ（重点施策）と書いてございます。

ここでお配りしている障がい者計画のほうを見ていただきたいんですけども、冊子の絵の描いてあるほうの第5次町田市障がい者計画、そちらの16ページを開いていただきたいんですけども、よろしいでしょうか、16ページのところ、そちらのほうにも資料と同じ3-3日中

活動・働くことと書いてございます。

次に、福祉的就労・日中活動ということで、その下に、資料のほうの下のところに福祉的就労・日中活動と書いてございますが、計画のほうを見ていただくと17ページのほうの下のほうの(4)とくにがんばるとりくみというところに、同じ福祉的就労・日中活動という言葉が書いてあります。

計画のほうは番号が振られていないんですけれども、実行プランのほうは管理しやすいようにナンバーを振って、計画と同じ内容を扱うようにしています。そういった形で計画と対応したテーマで、実行プランは構成をされます。その福祉的就労・日中活動というところに、同じ障害者優先調達法に基づく物品やサービスの購入をといた言葉が書いてあると思います。そういった形で同じ内容を扱っていきます。

次に、資料の3-③のほうをごらんいただきたいんですけれども、そちらのホチキスどめされていてページ数の多い資料となっています。

まず、表紙の部分を見ていただきたいんですけれども、障がい者計画に対応する事業というタイトルになっておりまして、表紙のところに書いてあるのは、障がい者計画に対応する市の事業が現在どれだけあるのかというのを洗い出したものです。表紙の面にはそれぞれの章で洗い出された市の事業の数、この1事業、4事業、7事業と書いてあるのがそのことです。

ナンバーが1、2、3、17、18、19と振られているんですけれども、もともと全ての取り組みに番号を振っていたので、この資料では、とくにがんばるとりくみだけを抽出しているので、ちょっと番号は飛んだ形になっています。

この資料の10ページのところをごらんいただきたいんですけれども、資料3-③をめくっていただいて、10ページのところを開いていただきますと、ここでもまた、No.29というのが出てきて、No.29は先ほど資料3-②で見たのと同じ番号になっています。そこにとりくみがまた障害者優先調達法にもとづくと同じ取り組みのことが書いてあります。

それから、そのさらに右側のほうに、事業名ですとか事業概要、あとは担当の課が書いてございます。実際に市ではこういった事業をやっていて、この担当がこの事業をやってますということが書いてあるようなつくりになっています。

資料の3-②のほうも見ていただくと、枠がある部分を見ていただくと、事業名、事業概要、あと所管課というのが下のところにあって、それも対応するようになっています。さらに、資料3-②のほうでは、目標ですとか現状値、目標値というのを定めていくことになります。

こういった形で、理念的な障がい者計画にはのっていないような、実際に行政としてどんな

事業をやっているのか、どうやって取り組んでいくのかという目標を掲げて達成状況を確認できるようなツールになっていく予定です。今は見本しかないんですけども、障がい者計画のそれぞれのテーマについて、最終的にこのプランができ上がっていくようになります。

このような枠組みですとか、資料3-③のような資料をもとにして、障がい者計画部会のほうで、資料3-③の中には全然書いていないような事業を新しく部会の皆さんに出していただいたりですとか、あとはたくさん事業がある場合は、どの事業を実行プランにのせて管理していくかとか、そういったことを検討していただいたりしていきたいと考えております。

以上で説明は終わります。

○岩崎会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、ご質問やご意見ございますか。

○坂本委員 ちょっとお聞きしたいんですが、資料3-③の12ページですが、障がい者計画のとりくみについて、知的障害者の相談員設置、それから身体障害者の相談員設置事務というのはありまして、下の5のところには精神障がい者地域活動センターまちプラとありますね。これはどういう違い、相談というのはどんな違いがあるのか、説明していただけますか。

○岩崎会長 これは事務局のほうからよろしいですか。

○坂本委員 できれば具体的に相談の設置というのがどんな内容で、どの辺の段階でやるか、先ほど何か、ちょっと教えてください。

○真道係長 事務局の真道です。

まず、1と2、知的障害者相談員と身体障害者相談員なんですが、これは知的障がい者の方は親の会の方です。それから、身体障害者相談員の方は当事者の方です。こちらは市のほうから委任をしております、障がい者の方のご自宅に伺って、直接相談を受けるというような事業になっております。

○坂本委員 精神のほうの活動は。

○中島担当課長 事務局、中島です。

5番、精神障がい者地域活動支援センターまちプラについては、こちらに書いてありますとおり、法人に委託をさせていただきまして、せりがや会館において相談や当事者さんが参加できる内容のプログラムを実施したり、フリースペースとあって、いつでも行ける場の提供を行っている事業になります。

○坂本委員 精神のほうの相談というのはないんですね。

○中島担当課長 精神障がい者地域活動支援センターで相談支援事業を行っておりますので、

あちらは精神独自のフリーな相談の対応ということで、もちろん知的障害者相談員や身体障害者相談員のように、ご家庭の訪問も必要に応じて行っております。

○岩崎会長 知的も身体も別に町田の独自のあれではなくて、国の法律で定められている相談員なので。

○坂本委員 それは、1型のほうですよ。

○中島担当課長 全く違います。

○坂本委員 精神障がい者地域、そうですね。

○中島担当課長 5番のほうは、1型の地域活動支援センターです。

○小野委員 こうやって制度を洗い出してみると、それぞれの格差が、違いが浮き彫りになるんですけども、この知的障害者相談員設置事務にしても身体障がい者の相談員にしても、市の障がい福祉課に窓口があって、そういう相談員がそこに配置しているというのではなくて、民生委員さんと同じように、地域の親御さんや当事者に市がお願いしているというような位置づけですね。

むしろ知的障害者福祉法や身体障害者福祉法と精神保健福祉法のできてきた経過の違いから、そういう差が出てきているんですが、その知的障害者相談員のほうも、身体障害者相談員のほうも、それほどの予算を計上して、一定の厚みのある相談体制がとられているというわけではないですね。

○坂本委員 今の小野部会長のあれですと、差別をしないで全部受けますよということですか、知的と、それから身体、精神と。

○小野委員 差別というよりも、ですから知的障がい者の相談員設置にしても、身体障がい者の相談員設置にしても、市役所の1階の障がい福祉課の窓口でこの人たちがいるわけではないんですよ。だから、これでも十分だとは僕は思っていません。市内に5カ所の障がい者支援センターができて、それでも十分だというふうにも思っていません。

この間、障がい者支援センターが地域の窓口になったことによって、市役所とのすみ分けとか、市役所の障がい福祉課の窓口に行って相談をしたい当事者の思いと食い違いがあったり、そごがあったり、そこは障がい別問わずいろいろと問題出ていると思うんです。

だから、とにかくここでは今ある制度、施策を並べただけにすぎないんです。今後、障がい者計画の部会の中では、今回、前回立てた理念計画をもっと実行性のあるプランにして、実際にどれだけの人員を確保するとか、予算上目標にするのか、そういった目に見える、みんなで点検できるような実行プランにしていきたいというところです。

○坂本委員 どうもありがとうございます。

今のお話ですと、成功事例というのは各地区にあるんですね、いろいろなところで。そうすると、それをもとにして本来は具体的な数字に落とし込んでやられたほうが何かいろいろな計画がもっと進んでくるんじゃないかなと思いますけれども、私の意見として述べさせてもらいました。

いろんなことをいろいろとどうもありがとうございます。

○岩崎会長 ほかよろしいでしょうか。

○町野委員 私は民生委員をやっています、地域で引きこもっていた50歳ぐらいの方、子どもたちのひきこもりとかというと、かなり東京都のほうでも相談のところがあるんですけども、大人のもう40代、50代になった方のひきこもりが最近大変ふえているんです。

そういった方の相談窓口がなかなかないということで、一度私も大変な思いをしたんですけども、引きこもっていて、ご家族が亡くなっちゃったために、その方がお一人になってしまった。それで、障がい福祉課にご相談申し上げたんですけども、お医者さんに引きこもっていて、かかっていないんですね。

なので、お医者様に、何年か前の話なんですけれども、お医者様にかかっていない人は障がい福祉課ではなくて保健所へ行ってくれと言われて、保健所のほうへ相談をしたんですけども、何とか身内を捜し出してお医者さんにかかるようにしなさいというような対応だったんです。

それが何年か前でしたけれども、そういったことは最近すごくふえていまして、同じ民生員でも、かなり頭を悩ませている人たちがいるんです。最近では障がい者支援センターができましたから、そちらのほうへ駆け込んだりして、どうしようということをやっているんですけども、なかなかその辺でもうまくいかないということがありまして、現在の今もそういったお医者さんに引きこもっているから行ってくれない、私たちが行きましようと言っても行かない、そういう人たちは障がい福祉課では受け入れられないというような形で、今もやっていらっしゃるのでしょうか。

○岩崎会長 事務局、いかがですか。

○中島担当課長 事務局、中島です。

現状も町田市の場合には、未治療、治療中断の方は、原則保健所の地区担当のほうで細やかなかわりを持つということになっておりまして、町田市の場合はひきこもりの重点ということで保健所のほうで行っているの、今のような方の場合であれば、同様に保健所のほうで対

応させていただく形となります。

障がい福祉課では、やはり福祉という分野で、医療が入られてない方については、なかなか現実的には支援がちょっと難しいという状況にはあります。

以上です。

○岩崎会長 それは何か理由があるんですか、未治療の方は保健所という区切りは、いま一つ私もよくわからないんですけども。

○中島担当課長 保健所ができた段階で、町田市の中でのそれぞれの役割分担という形にはなっています。

かつ障がい福祉で何かサービスを使うということになりますと、未治療の方ですと、なかなかサービスを使う裏づけがつかないということもありますし、今おっしゃっていただいたように、ひきこもりでも精神なのか、何なのかというところの判断がつかない状態で、もちろん知的の方もその中にはいらっしゃると思いますし、精神障がいの方もいらっしゃるかと思いますので、まず保健所でその部分をしっかり把握させていただいた上で、福祉のほうに一緒に動かさせていただくという形をとっております。

○岩崎会長 それは検討し直すべき課題の一つかなというふうに思うんですけども、今の基本的な考え方だと、さっきの我がごと丸ごとじゃないですけども、ひきこもりの方も含めてワンストップで対処しましょうというのが基本的な方針だと思うんですね。

受診をするところだって、支援がないと多分受診はできないので、確定してこの人は何々障がいですというふうに確定しないと障がいは対処しませんというのは、ちょっとどうかなと個人的には思いますけれども。

○町野委員 それと、ご家族がいなくてお一人の場合、ご家族が連れていってくださいという、身内を捜してと言われると、私たち地域で活動している者は本当に困ってしまって、たまたまその方はいろいろ捜した結果、外国にご兄弟がいらっしゃるということで、そちらの方にメールを打って、いろいろやったんですけども、結局お医者様には本人はご家族が来ても受けてくれないということで、措置でもいいからやってくださいということでお願いして、何とか保健所には、おひとり暮らしだったので、動いていただいたということがあったのですが、そういったケースの場合に、こんなに苦労しなくちゃいけないのかと思って、私たちもちょっと気持ちめげてしまったということがありますので、その辺は保健所と障がい福祉課で、もうちょっとコンタクトをとって、何とかうまくやっていただければいいなというふうに思います。

○岩崎会長 これはいろいろな自治体も工夫をされていて、なかなかカテゴリーとして、既存

の制度にうまくまだ結びつかない人たちでもワンストップで相談で受けて、とりあえずどこかにつなげるところまできちんとやりましようみたいな、そういった相談体制を持っている自治体も最近ふえてきていると思いますけれども、町田市ではその辺のご検討はいかがなんでしょうか。

○中島担当課長 事務局、中島です。

ご相談があった方については、先ほど言ったように役割分担の中では決まっているので、お受けして全く話を聞かず、保健所行ってくださいということではなくて、受けたところではもちろんお話を受けて、その情報を保健所の方に提供して、あとご家族には担当者誰々にお話がいつているので、その誰々と一緒に動いてくださいということまでは、もちろんさせていただくんですけども、町田市の場合には1市1保健所で、保健所としての役割機能というところで、あくまでも主治医がいらっしゃる、いらっしゃらないの違いはあると思うんですけども、全く今まで医療にかかわっていないという方は、まず保健所のほうでそちらの見きわめまではつけていただくということにはつなげています。

ただ、そのときにつなげた方を保健所にお願ひしたからおしまいですということではなくて、先ほど申し上げたように、こういったことを対応させていただいた上でまたサービスをとということでは、こちらにまた戻ってくるということはままにしてありますので、連携ということはしていますが、今ご意見いただいたことは、またこちらのほうでも受けとめさせていただいて、保健所とはご意見は交わしていきたいとは思っていますので、ご意見ありがとうございます。

○岩崎会長 ぜひ見直しを考えていただきたいと思います。

医師の診断書がないと動けないというのは、医学モデルの古い考え方をすごく引きずっているんじゃないかなというふうに私個人は思います。

ほかいかがでしょうか。

○小野委員 率直なご意見をいただいて、そういうふうな問題意識はとても大事だというふうに思いますし、精神の分野もそういう谷間、隙間の中で置かれてきている問題があるので、そういう意味で今まで理念計画にとどまっていたものをこれはあくまでも事務局が現行の制度を障がい者計画で重点施策、とくにがんばるとりくみに該当する現行の制度を網羅しただけなんです。

障がい者計画部会は、きょう名簿を配っていただいています、私とあと3名の方以外は全部当事者、家族なんです。できるだけ当事者、家族にわかりやすく、伝わりやすく、今出た受診の有無だけじゃなくて、障がい手帳を持っている、持っていないにかかわらず、そういった

人たちを谷間なく救えるような、そういう相談や支援を組み立てられるようなプランにしたいという思いでいます。

委員の皆さんには、ぜひどんなサービスがこのプランのとくにごんばるとりくみを具体化するときに、どんなサービスが考えられるか、自分の案を考えて今度持ってきてくださいというふうにしてあります。ですから、逆にこの事務局につくってもらったものも参考にしますが、そうではなく、新たに先ほど事務局の方にも言うていただきましたが、当事者の目線から必要な具体化の仕方をぜひ提案をしてもらいたいというふうに投げかけてあります。

先ほど相談支援部会のところで、例えば相談支援の指針をつくっていくというのも、精神の家族会の方や、あるいは町野さんや民生委員の方が問題提起された点を含んでいる思いなので、そういう方向で検討はしていきたいと考えています。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○清水委員 先ほどのやりとりで、民生委員さんからご発言があった件なのですが、私は障がい者支援センターの代表という立場でもここに参加をさせていただいています。

実はうちは鶴川地域の障がい者支援センターなのですが、民生委員さんから同じようなお話を伺っています。ご相談をいただいて、保健所につなぐというところはさせていただきましたが、結局民生委員さんからは、つないでいるだけで、また同じことを話していったところでは、何も変わってないんじゃないかという苦情まではいかないですけれども、そんなご意見もいただいたりしていて、非常に切実に感じているところです。

なので、5センターと障がい福祉課と月1回の定期的連絡会を実施していますので、その中でも、特に保健所とセンター、障がい福祉課の役割であるとか、できることとか、そういった機能とかも、一緒に整理をしていけたらいいかなというふうに思っています。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○玉木委員 町田市聴覚障害者協会の玉木です。

資料2-④就労・生活支援部会の内容のなんですけれども、これに対して質問があります。

聴覚障がい者問題についての記載がないんですけれども、聴覚障がい者の就労移行はどうなっているのかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○井上委員 先ほどの活動報告の中では特段出ておりません。特に障がい種別ごとの対応といった話はしておりません。

ただ、今のご質問がもし現状どうなっているのかということであるとすると、これは事務局に聞いていただいたほうがよろしいかなと思います、いかがですか。

○玉木委員 今、実は聾者の作業所で働いているんですね。聾のメンバーがわざわざそこに来て相談をするんです。どこにその就労に関する相談をしていいかわからないという相談を受けるので、町田市としてはどのような取り組みをしているのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○井上委員 そうしましたら、今の点について若干もし部会としての今までの実績の中で話すことがあるとすると、やはり実際に働きたいという人たちがどこに相談に行けばいいかといったいわば流れ図のようなものを事務局に作成してもらったことがあります。それは今でもありますよね。

そのような、そこにはさまざまな機関、さまざまなその役割といったものが表になっておりまして、こういう流れで就労につながりますというようなことがあります。これはやはり部会の中で提案をし、実現したものですけれども、ただそれを提案した1人である私もまだ十分なものとは思っておりません。これはまたそれを読んでいただいた当事者の方にご意見をいただきながら、改善すべきものというふうに部会の一員としては考えております。

ただ、それとは別にもう一つ実際に聴覚障がいの方が例えば障がい福祉課の窓口に行ったらどうかといった点については、障がい福祉課のほうから答えていただいたほうがよろしいかと思えます。

いずれにしても、おわかりと思いますけれども、就労の問題というのは必ずしも市役所、障がい福祉課を通して実現するものばかりではありません。当然、ハローワークがあったり、それからあと就労を支援するさまざまな機関、組織がありますので、そのようなことについてはわかりやすいものを、特に最近はネット上にも載せるような、そのような取り組みというのも、今やっているんだっけ、町田市は。そのようなものもあるということで、障がい福祉課のほうから、それもあわせてご紹介いただければいいと思います。

○玉木委員 今、ハローワークの問題なんです、ハローワークにも毎日手話通訳がいるわけではないんです。だから、行ってもなかなか相談できないというような問題も生じています。福祉課に相談すると、手話通訳を連れてきてくださいというようなお答えをいただくんですが、手話通訳の数の問題もありますし、なかなか就労につながらないというような悩みもあります。わざわざ、ここの作業所に来て相談するんです。

私、町田市民である以上、改めて市の事業を調べてお答えしたいと思うんですけれども、字

幕とかDVDをつくって、見て、視覚に訴えるわかりやすい情報をつくっていただけるような工夫をしていただけたらいいのではないかと思います。また、お願いしたいと思います。

○岩崎会長 事務局のほうから、補足どうぞ。

○金子統括係長 就労にかかわる相談というのは、通常障がいがある、なしにかかわらず、ハローワークのほうで相談されることが多いと思います。また、町田市の場合では、就労の支援については就労・生活支援センター、今回委員の滝島先生も働いていらっしゃる「りんく」、「L e t ' s」、「らいむ」という3カ所、支援機関がございます。

それぞれについて、どういう役割かということも、ちゃんと周知を図る必要があるかと思うんですけども、障がい福祉課であれ、どこかに相談いただければ、それぞれ必要なところに相談ができるようにネットワークを広げる、きちんとしたネットワークを持つということも大事かと思っておりますので、そのように整備したいと思っております。

○玉木委員 資料というのは、いつごろいただけるものなんでしょうか。

○金子統括係長 資料のほうについては、必要とあればお渡しすることはできますので、今回、玉木委員のほうにも後日お渡ししたいというふうに思います。

○玉木委員 よろしく願いいたします。

○岩崎会長 ただ、一つには手話通訳の問題があるんだろうと思うんですよね。行っても手話通訳の人がいなければ相談ができないということがあると思うので、手話通訳の配慮とか、その辺も含めて、ぜひ資料をお渡しいただくというか、公開するのであれば、そういった情報もぜひ必要なというふうに思います。

○玉木委員 ありがとうございます。

○岩崎会長 ほかいかがでしょうか。

○廣田委員 内容というよりも資料の作成なんですけれども、ここで言っているNo.4とか、この番号は先ほど事業がなくなったりして、欠番になっているとかというふうにおっしゃっていましたが、番号で事業名が何か整理されている一覧か何かがあるんでしょうか。

このナンバー幾つというのがそれとあと障がい者計画の頭のところに表題の3-5とか、3の幾つとありますから、そこを見れば、確かにここの中を探せば、ここに書いてあることが見えるんですけども、例えば何ページの(4)とか、何かそういうふうな、探さなくても目がちゃんといくような、ちょっとそういう工夫が欲しいなど、そんな感想です。

○岩崎会長 資料3-③についてですかね。

○廣田委員 全般ですね。

○岩崎会長 項番の振り方をもう少し工夫してということでしょうか、すぐわかるような形です。

○廣田委員 何かもうちょっとあったほうがわかるんじゃないかなと。

○岩崎会長 ほかいかがでしょうか。

次の議題にいてもよろしいでしょうか。

それでは、議事の3、協議会の年間スケジュールについて移ります。

事務局の方、ご説明お願いいたします。

○安次富 障がい福祉課総務係の安次富と申します。

私は、協議会の年間スケジュールについて説明させていただきます。

まず、資料の4をごらんください。カラーのA3判のものになります。

協議会、この施策推進協議会の欄につきましては、太枠でお示しさせていただいてございまして、上から下に見ていくようなつくりになっております。

先ほど計画の説明の中で少し触れたんですけれども、今年度は障がい福祉事業計画（第5期計画）の策定と第5次町田市障がい者計画の実行プランの作成を行います。それらの素案の作成は障がい者計画部会で行いますので、真ん中に障がい者計画部会の欄も特出ししてお示ししております。それから、一番右、各部会とありますが、こちらは就労・支援生活部会と相談支援部会、こちらの日程を書いております。

それでは、順を追って説明させていただきます。

4月17日、本日の協議会の後5月上旬になりますが、1回目の障がい者計画部会、真ん中、全体会を開催いたします。ここでは障がい福祉事業計画、先ほど諮問いただいた計画の骨子案についての検討と障がい者計画の実行プランの検討を行います。

それから、2回目の協議会は6月の下旬ごろを予定しておりまして、1回目の部会の全体会の開催から日にちがあいてしまうという関係で、5月中に協議会委員の方々に事業計画の素案や実行プランについての部会での検討結果をメール等で報告させていただき、そこでご意見を伺いたいと思っております。

そして、6月の下旬に2回目の協議会を開催しまして、部会での検討を踏まえ、福祉事業計画の骨子案の確認、検討、それから実行プランの確認を行いたいと思います。また、あわせて障がい者虐待についての報告及び障がい者施設等からの物品や役務の調達の取り組みであります優先調達推進法の取り組みについての報告もこの2回目の協議会で行いたいと思います。

続きまして、矢印が伸びていると思いますけれども、6月の下旬から7月の中旬にかけて

て、障がい福祉事業計画における障害福祉サービス等の支給の見込み量を専門に話し合うための作業部会を開催いたします。これは計画部会の全体会のほうが設置した専門部会として、数字の話を主にするところになります。ここでは8月に2回目の作業部会が書いてありますけれども、ここで福祉サービス等の見込み量を検討する準備として、現行の障がい福祉事業計画（第4期計画）のほうの振り返りを行いたいと思っております。

それから、続きまして、下に矢印が延びておりまして、同じく7月に2回目の障がい者計画部会の全体会を開催し、1回目の作業部会での検討を踏まえた障がい福祉事業計画の素案の検討、それから実行プランの検討を行います。

続いて、8月に2回目の作業部会を開催しまして、1回目の作業部会で行った現行の障がい福祉事業計画の振り返りを踏まえて、次の第5期計画の福祉サービス等の見込み量を検討していきたいと考えております。

続きまして、9月の中旬ごろに3回目の計画部会の全体会を開催し、作業部会のほうで作成した障がい福祉事業計画の福祉サービスの見込み量の確認と、その見込み量を確保するためにはどんな方策が必要かといったことの検討をします。また、あわせて黄色で書かれておりますが、実行プランの検討も引き続き行います。

ここまでで障がい福祉事業計画部会で話し合った次の障がい福祉事業計画につきましては、右側の各部会とありますが、こちらの就労・生活支援部会、それから相談支援部会、また左側に矢印出ていると思うんですけども、施策推進協議会、この協議会のほうに報告させていただきまして、ご意見をいただき、10月中旬ごろに予定しております全体会で、その出された意見についての情報共有、それから素案検討の参考とさせていただきたいと考えております。

ここまでで、次期障がい福祉事業計画の素案、それから第5次町田市障がい者計画の実行プランの素案のほうがある程度まとまってくるというふうに予定しておりまして、その案を11月の協議会のほうに付議させていただいて検討いただきます。

また、この11月の協議会では、障がい者の高齢化であったり重度化、それから親亡き後を見据えまして、障がい児者の地域生活の支援を推進する目的で、自治体による設置が求められている地域生活支援拠点、先ほどの話し合いでもちょっと出てきましたけれども、こちらの整備についても検討いただきたいと思いますので、協議会のほうにお諮りさせていただきたいと考えております。

協議会の欄になります。続きまして、12月下旬から1月上旬にかけて、これまで検討してきた次期障がい福祉事業計画の素案について公聴会を開催いたしまして、市民の方々のご意見を

伺います。そして、公聴会での意見を踏まえまして、5回目の計画部会（全体会）で次期障がい福祉事業計画の原案を作成します。ここではあわせて実行プランのほうの修正作業も行っています。

それらのことを2月上旬の4回目の施策推進協議会のほうにお諮りして、障がい福祉事業計画の原案の検討と承認、それから障がい者計画の実行プランの承認をいただきます。あわせて、2016年の4月から施行されております障害者差別解消法の解消に向けた事例等の取り組みに関する報告もここで挙げさせていただきたいと考えております。

それから、障がい福祉事業計画につきましては、本日諮問を受けておりますので、2月の下旬に市長に答申というような流れで進め、答申されたものを最終的に市のほうで成案という形で取りまとめさせていただきたいと思っております。3月に予定しております5回目の協議会については、ちょっと未定になっております。

以上です。

○岩崎会長 今のご説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

今のご説明でわかるように、多分いつの時期も全部重要といえは重要なんですけれども、特に重要なのは多分5月のところ、つまり6月の協議会の前のところが一つ大きなポイントかなと思います。

と申しますのも、ここの6月のところで骨子案ができ上がるとすると、大体ここが新しいことだとすると、この段階で入っていないと当然入らないわけですから、それを考えると、ぜひ皆様のほうでお願いをしたいのは、それぞれの関係されるところで、まずこの障がい者計画、この絵のついたやつです。それをまずお読みいただいて学習会を開いていただくと、これは基本的にこういうことをしたい、町田市はこういうことをしたいということが書いてあります。その中でも特に、重点的にこういうことがやりたいですということも書いてあるんです。

それと、あともう一つは、この資料3-③の事業、これに対応して、今町田市ではこんなことをやっていますよというのが載っています。

そうすると、この目標に対してこれだけではちょっと弱いんじゃないのとか、逆にこれやってないけれども、こんな新しいこと、例えばほかの自治体では何か効果があると言っているよとか、そういったものを町田市もやるべきではないですかとかというふうな提案は、ぜひこの5月のところのメールで意見を集めるというところ、ここで出さないと、多分今回の計画にはのりません。

ですので、ちょっと時間が余りないんですけれども、これから5月の中旬くらいまでのところで、それぞれのところで学習会、勉強会を開いていただいて、こんなことが具体化できないだろうかというふうないろいろな意見をぜひ集めていただけると、すごくこの会議が実りのあるものになるのかなというふうに思います。

もちろん予算とか、いろいろな問題が必ずしも意見が全部通るわけじゃないんですけれども、でもまずそういったことがあるということをもまず共有することが一番重要なことだというふうに思いますので、ぜひご意見を出していただければなというふうに思います。

それと、それぞれのところでいろいろな形で、メールであったり、いろいろな形ですけども、協議会と計画を立てるところとがお互いフィードバックしながらやっていきたいと思いますし、特に障がい者計画の実行プラン、緑色のほうの障がい福祉事業計画というのは、何の項目をのせるとか、何を数値目標にするというのはほとんど決まっちゃっているんで、新しいことがのるという形では余りないんですけれども、この障がい者計画の実行プランというのは、まさに、この絵のついたほうをどう具体化するかという話ですから、新しい事業も含めていろんな検討もできると思います。ですので、ぜひこちらのほうにご提案いただければと思います。

ほか何かこの件に関してご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、議事の4番、障害者差別解消支援地域協議会について、この差別解消支援協議会は、昨年度事務局から提案があり、当協議会はその企図を兼ねるということで了承済みのものです。

では、事務局の方、ご説明をお願いいたします。

○金子統括係長 障がい福祉課の金子です。

障害者差別解消支援地域協議会について説明させていただきます。

これは障害者差別解消法、昨年4月に施行されましたが、その法律の中に各区市町村で障害者差別解消支援地域協議会、このような施策推進協議会のような協議会をつくりましょうということが書かれてあります。国の方針には、地域協議会の趣旨、目的ということが書いてあります。資料には、それをまず最初に紹介させていただいております。

地域において生活される障がい者の活動は広範多岐にわたると、これは障がい者だけではなく私たち障がいのない人にとっても、活動は広範多岐にわたるわけです。働いたり、学校に行ったり、またそこに行くために交通機関を利用したり、また買い物に行ったり、レストランに行ったり、映画を見に行ったり、選挙に行ったり、いろいろな活動にわたるんですけれども、

障がい者差別に関する相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかが明らかでない場合があります。

レストランに行って差別的な扱いを受けたという相談を、ではどこが受けて、誰がそのレストランに何というのかというようなことがあるということです。相談等を受けた機関がその内容によってはその機関だけでは対応できない場合がある。障がい者差別の解消を効果的に推進するために、地域において障がい者差別に関する相談や争いごとの防止や解決などを推進するためのネットワークとして地域協議会を組織する必要があるというのが国の方針です。

町田市の障害者差別解消支援地域協議会なんですけれども、新たに設置する方向ではなく、この協議会のほうでその機能を担っていただきたいというふうに考えておりました、前回提案させていただきました。具体的に何をやるのかがわかりづらいというようなことがありましたので、ここで役割と具体的な内容をあわせて説明させていただきたいと思います。

町田市の障がい者差別に関する相談内容の共有というふうに書いてありますが、町田市において、昨年度、差別になるんじゃないかという相談が11件ほどありました。そのような内容を前回報告させていただいて、町田市でこんな相談があったんだということを市と協議会のほうで共有したところでございます。

そのような場になるということと、差別と判断した事案解決の後押し、町田市は差別の相談があった場合にどういう対応をしたのか、こんな対応が必要なんじゃないかというようなご意見などをいただきたいというふうに思っております。

また、3つ目のマル、障がい者差別の解消の取り組みの共有・分析とあります。

市では、昨年施行されたばかりということがあるので、障がい者差別解消の周知ですとか、普及啓発のほうに力をいれてきたんですけれども、市がどんなことをやっているのかということをお客様のほうに報告させていただきますので、それについて市と協議会と共有させていただいて、もっとこういうふうな取り組みが必要なんじゃないかというようなご意見なども出していただけたらというふうに思います。

また、それだけでなく、4つ目、5つ目、障害者差別解消法の周知や普及啓発、また障がいのある方への理解のための研修・啓発なども、市だけがやるのではなく、協議会のほうでも何かできるんじゃないかというふうに市としては考えておりますので、そのような活動もできるということで、こちらの役割のほうに入れさせてもらいました。そのような役割を担っていく協議会として、この障がい者施策推進協議会をお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○岩崎会長 今回の説明に関して、ご質問やご意見ございますか。

○小野委員 この協議会が差別解消の支援地域協議会を担うという点ではいいと思うんです。

ただ、その都度この協議会で報告や協議を行うというよりも、この協議会の中でその担当部署を設けたほうがいいのではないかなと思います。相談支援部会がありますので、あと相談支援センターが障がい者支援センターだけが全ての集約の窓口になるということではないと思うんですけれども、月1回協議会を開いているんですよね。そこと相談支援部会との連携なども考えて、この協議会でダイレクトに受けるというか、この協議会が地域支援協議会を担うんだけれども、その担当部署が相談支援部会にするというのがいいのではないかなと。

具体的に今後どういうふうに運用していくかは、これから考えていけばいいと思うんですけれども、障がい者支援センターの機能と相談支援部会との役割とかも考えて、そういう方向がいいのではないかなと思います。

○岩崎会長 いかがでしょうか、今の提案に関しては事務局のほうは。

ご検討いただく……。

○金子統括係長 また、相談支援部会のほうもやることがあると思いますので、そこともちょっと調整をしなければいけないと思っておりますので、今後検討してまいります。

○岩崎会長 ここは基本的にはオープンな場なので、具体的なかなか個別的内容に関しては、もうちょっとクローズドな会でやったほうが良いというふうには思いますけれども、あとこれの具体的な内容で実によく書いてあって、協議会と市の共催で周知、普及啓発を行うことができる。これは予算がついたのかな、つくのかなという、合理的配慮はすごく重要な概念なんだけれども、ちょっとわかりにくいんですよね。

なので、例えば障がいを持っている方もこんなことをお願いしていいのかなというふうなことだったりとか、どういう対話が配慮があるのかなということに関して、もっと私たちも含めて理解をする必要がある。例えば、千葉県だとか先行している事例がいろいろな事例集を出されていて、こんな配慮の仕方がありますよねというふうなことがあったりとかするので、そういった研修だったり勉強会だったり、市の障がい以外の部局の方も含めて、やるといいなと思うんですけれども、多少なりとも幾ら公費のところだと、多少お金もかかるので、そういった予算も含めてあるんでしょうか。

○金子統括係長 今年度の予算には無いんですけれども、今後できるように予算をとっていきたいと思っています。

○岩崎会長 まずは小規模であり予算の掛からないものでもやるとよいです。ロハでやるなら今年度でも可能でしょう。来年度以降に向けてやり方を考えていければと思います。

(協議会の開催) 数が少ない上に議題が多いので、どういう形でやればよいか。今年度中の4回の協議会のどれかの回で、「市民への情報提供・情報共有の観点で、具体的に何を行えばよいか」ということを議題にさせていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

○堤委員 相談支援部会という名前が出てきたので。細かいところはいずれ市との話し合いになると思いますが、今話を聞いていたイメージでは、昨年度11の事案があったとか。市で把握している差別事例について部会の際に報告し、相談支援部会でその対応策など中身について話し合う時間を、各回で少しでも取れればいいかと思っています。

ちょうど相談支援部会是指針づくりを目指しているので、その過程で差別解消の事例、差別事例が出たとき、窓口でどう受けて、地域支援協議会にどう流れてくるのかの指針ができればすごく良いと思いますので、3回の部会でぜひ協議・検討の時間を作らせてもらいたいと思います。ぜひお願いします。

○岩崎会長 ぜひよろしくお願ひしたいです。

予定していた議案は以上です。特に何かご報告や審議をしたい事項があれば。はいどうぞ。

○坂本委員 今回、東京都議会で3月31日に、通称「マル障」という東京都の障がい者の支援が採択されたので、市で予算化をお願いしたいです。皆様方もご協力お願いします。

○岩崎会長 その事業について、簡単な説明してもらえますか。

○小野委員 「心身障がい者医療費助成制度」は、精神の人が対象となっていないので、対象に含めるよう東京都の家族会（東京都精神保健福祉家族会連合会（通称：東京つくし会））が中心となって都議会に請願をして採択されました。すぐさま制度化されるわけではないし、どの程度議論が進んでいるかという問題はありますが、大切なことなので、東京都の動きを注視し、町田市としても都に意見を挙げていければと。

○坂本委員 精神障がい者への差別解消、権利を求めるということで請願したものです。運賃についても請願しようとしています。3障がいの中では差別されているので、今後の計画部会でも精神を差別しないで推進していただければと思います。

○岩崎会長 他、ご意見、ご提案、ご報告等あれば。この会は、報告を聞くだけの会にはし

たくないと考えていて、いろいろな方に忌憚のないご意見を伺い議論する中で、問題点を明らかにすることで解決の方策も見えてくると思います。よろしいでしょうか。それでは議事を終了し、進行を事務局にお戻しします。

○中島担当課長 岩崎会長ありがとうございました。今年度は、障がい福祉事業計画（第5期計画）の策定や第5次町田市障がい者計画の実行プランの作成など盛りだくさんになっています。事務局一同で資料の準備等を頑張っておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいです。次回の協議会は6月下旬に協議会を予定しています。改めて開催通知を出しますので、よろしくお願ひします。尚、お車の方は駐車券に担当者が確認のカードをお渡ししますのでご提出下さい。これで本日の会議を終了します。皆さんどうもありがとうございました。

20：38 終了